

別表①平成29年度 さかえ ふれあい助成金 助成区分・限度額一覧

(単位:円)

区分	主な対象事業	事業名	助成区分	助成条件	助成限度額	財源	備考	
①	区民参加による地域福祉推進事業	食事サービス	配食	1	実施回数年72回以上、かつ、サービス利用者の月平均が20人以上	320,000	市社協助成金 + 区社協助成金	
				2	実施回数年36回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上	270,000		
				3	実施回数年20回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上	100,000		
				4	実施回数年10回以上、かつ、サービス利用者の月平均が5人以上	80,000		
				会食、ミニデイサービス	5	実施回数年36回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上		250,000
					6	実施回数年20回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上		90,000
					7	実施回数年10回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上		80,000
					8	実施回数年10回以上、かつ、サービス利用者の月平均が5人以上		60,000
		送迎	9	実施回数年1,000回以上、かつ、サービス利用者の月平均が20人以上	250,000			
			10	実施回数年500回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上	200,000			
		ホームヘルプ(家事支援)	11	実施回数年500回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上	250,000			
			12	実施回数年100回以上、かつ、サービス利用者の月平均が5人以上	230,000			
		サロン、中途障害者リハビリ教室、フリースペース、その他、高齢者・障害者・子育て支援事業など	13	実施回数年36回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上	200,000			
			14	実施回数年20回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上	90,000			
			15	実施回数年10回以上、かつ、サービス利用者の月平均が10人以上	80,000			
			16	実施回数年10回以上、かつ、サービス利用者の月平均が5人以上	50,000			
		福祉情報紙など	17	利用者数、回数等の制限なし。	50,000	区社協助成金		
		視覚障害者や聴覚障害者への技術を要する直接支援事業	18	手話サークル、音声訳、点訳、拡大写本、誘導、など	18	利用者数、回数等の制限なし。		50,000
②	障害者当事者活動の支援	障害児者及びその家族が行う障害児者の自立支援並びに社会参加のための事業	訓練会、余暇活動、研修、中途障害者リハビリ教室、作業実習など	19	実施回数年36回以上、かつ、1回あたりの当事者の参加が10人以上	200,000	市社協助成金 + 区社協助成金	
				20	実施回数年36回以上、かつ、1回あたりの当事者の参加が5人以上	120,000		
				21	実施回数年20回以上、かつ、1回あたりの当事者の参加が5人以上	100,000		
				22	実施回数年10回以上、かつ、1回あたりの当事者の参加が10人以上	80,000		
				23	実施回数年10回以上、かつ、1回あたりの当事者の参加が5人以上	60,000		
障害者当事者外出活動の支援	24	障害児者、その家族、及び障害施設で行う事業	宿泊、日帰りハイク事業	24	当事者の参加が5人以上	50,000		
③	当事者施設(高齢・障害・児童)の支援	高齢・障害・児童施設の行う単発事業	体験学習、見学会、イベントなど	25	当事者の参加が5人以上	30,000	区社協助成金	
④	福祉のまちづくり活動の支援	「誰もが安心して暮らしているまちづくり」を市民参加型で行う事業	施設ボランティア、パソコンボランティア、おもちゃボランティア、外国人支援、料理ボランティア、車椅子ダンスなど	26	1回あたりの参加が5人以上	40,000	市社協助成金 + 区社協助成金	
⑤	一般区民向けの福祉関連のイベントの支援	広く一般区民を対象とした啓発事業、講演会、研修会、イベントなど	27	区域を対象エリアとし、100人以上の参加が見込まれる事業	30,000	区社協助成金		
			28	概ね地区連合町内会などの小地域を対象エリアとし、50人以上の参加が見込まれる事業	20,000			
⑥	事業立上げ経費の支援	新規立上げ事業(家事・生活支援事業)	住民同士の助けあい活動(介護保険事業を除く)、傾聴活動(施設支援の傾聴を除く)	29	申請年度内に3か月分以上実施すること	月平均訪問回数3回以上	40,000	市社協補助金
		新規立上げ事業(集いの場、配食事業)	サロン・認知症カフェ、会食会・子ども食堂・地域食堂、若者支援(フリースペース・居場所づくり・学習支援)、子育て支援事業、障害児者活動など「集いの場」として認められる事業/配食事業			1回あたりの利用者数5人以上		
		新規立上げ事業(送迎事業)	送迎			月10回以上(片道×乗車利用者数)		